

人材紹介サービス(以下「本サービス」といいます)のご利用に際し、当社に提供された個人情報は以下のとおり取扱います。ご提供頂く前に必ずご一読いただき、同意の上お申し込みください。

1. 個人情報の利用目的

ご提供頂いた個人情報および利用者が求人者へ提供した情報、選考状況等(以下総称して「個人情報」といいます。)は、以下の目的で利用いたします。

- * 本サービスに関連する情報のご案内
- * ご利用登録に関する各種手続き
- * お申込みいただいた本サービスのご提供
- * サービスの開発・改善のための分析
- * お申し込みいただいた本サービスをご提供するために必要な求人企業への情報提供
- * 弊社サービスにおける最適な求人のご案内、求人案内に関するご連絡

※個人情報をお預かりするにあたってのご留意事項

弊社は、ここに掲げる目的のために必要な範囲で皆さまに個人情報のご提供を求めます。弊社への個人情報の提供は任意ですが、ご提供頂けない場合は、弊社サービスの提供が 受けられない、その他のご要望への対応がされない等の不利益を被ることがありますのでご了承ください。

2. 個人情報の第三者への提供 ご提供頂いた個人情報については、以下の場合に、第三者へ提供することがあります。

対象となる方	提供先	提供する目的・情報等
人材紹介サービス利用者	求人企業	* 目的:職業紹介のため * 個人情報の項目:応募書類(履歴書・職務経歴書)記載事項(氏名、生年月日、性別、住所、自宅電話番号、携帯電話 番号、PC メールアドレス、携帯メールアドレス、学歴、職務経歴等) * 手段又は方法:PDF を暗号化し電子メール送信 * 契約の有無:有

ã

3. 個人情報の委託 ご提供頂いた個人情報は利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いの全部または一部を外部に委託することがあります。委託する場合は、十分な個人情報保護の 体制を備えている委託先を選定し、機密保持の契約を締結いたします。

4. 個人情報に関するご請求の受付

【請求内容】 利用目的の通知／開示／内容の訂正、追加または削除／利用の停止／消去／第三者への提供の停止

【請求先】 住所:〒542-0083 大阪府大阪市中央区東心斎橋 1 丁目 18-10 YERビル 4F 担当者 宛

5. 本規約の変更 弊社は、当該人材紹介サービスにおける個人情報の取扱いについて(以下「規約」という)の内容を随時見直し、法令等の定めがある場合を除き必要に応じていつでも変更できるものとします。変更後の規約については、当社が運営するホームページ上に 1 ヶ月間表示し、同期間が経過した時点において、同期間内に弊社に対して自己の個人情報の削除 を請求した利用者を除く全ての利用者が、変更後の内容につき同意したものとみなします。

(目的)

第1条

この規程は、当社が受ける苦情の処理について、その責任体制を明確にするとともに、処理ルールを定め、適切な苦情処理を図ることにより、有料職業紹介事業者としての高い公共性を具現することを目的とする。

(苦情処理の原則)

第2条

苦情処理に当たっては、事実に基づき、誠意をもって迅速かつ適切な処理に当たるものとする。

(苦情処理統括責任者)

第3条

代表者が苦情処理統括責任者として、その者は以下の職務を行う。

1. 苦情処理規程の作成、見直し、変更および保管
2. 全従業員に対する苦情処理規程の周知徹底
3. 苦情案件の受付処理状況の統括
4. 苦情処理に関する関係行政機関等からの指導等への対応及びその関係者への周知

(苦情処理票)

第4条

苦情処理担当者は、苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容、対応の経過等について、苦情処理票に記録し、適宜、周知するものとする。

第5条

苦情案件の処理方針等について関係機関から意見を求めるものとする。

(関係機関との連携)

第6条

苦情処理統括責任者は、関係法令に照らし、違法又は不法な内容を含む苦情等専門的な相談援助を必要とする苦情については、関係行政機関等と連携して対応するものとする。

(苦情受付窓口の周知)

第7条

苦情処理統括責任者は、求人者及び求職者に対し、苦情受付の窓口を周知しなければならない。

(苦情処理統括責任者)

第8条

苦情処理統括責任者は、苦情の申出先として、管轄の都道府県労働局及び公共職業安定所、専門的な相談援助を行うことができる団体の名称・所在地・電話番号等についても、パンフレット等を活用して周知するものとする。

(関係機関を経由した苦情への対応)

第9条

苦情処理統括責任者は、自らの職業紹介所に係る求職者、求人者等からの苦情の申出を受けた管轄の都道府県労働局又は公共職業安定所、専門的な相談援助を行うことができる団体等から、苦情に関する連絡を受けた場合には、求職者、求人者等から直接苦情を受けた場合と同様に、適切、かつ、迅速に対応するものとする。

(苦情処理に関する情報の整理、活用)

第10条

苦情処理統括責任者は、適切かつ迅速に苦情処理を行うことができるよう、関係法令、苦情処理の具体例等、苦情処理に関する必要な知識・情報の修得に努めるとともに、苦情処理を行った場合には、その内容や問題点について整理し、その後の苦情処理への対応に活用するものとする。

(個人情報の保護)

第11条

苦情処理に携わるものは、苦情処理に関して求職者等の個人情報を知ったときは、別途定める個人情報保護規程に則り適正な管理を行わなければならない。

(守秘義務)

第12条

苦情処理に携わる者は、処理に際して知り得た求職者等の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。